



2026年1月8日 院内集会資料

歯止めなく崩れ行く 柏崎刈羽原発の核物質防護

規制庁・規制委員会を監視する新潟の会 桑原三恵

(1) 柏崎刈羽原発の核物質防護違反 なぜ多い？ なぜ繰り返す？

今年度第2四半期の「核物質防護関係原子力規制検査等の結果」（11月20日規制庁発

		概要	重要度・深刻度
1	東北電力女川原発	検査記録等の不正作成	緑 SL III
2	東電柏崎刈羽原発	秘密文書の不正取り扱い <2017年発生>	緑 SL IV
3	関電大飯原発	防護区域の出入口での物品の持込み点検不正	〃
4	関電高浜原発	〃	〃
5	東電柏崎刈羽原発	〃 <2025年7月17日発生>	〃
6	日本原電敦賀原発	〃	〃

東電には、秘密文書の不正取り扱いがもう1件あったが、さらに調査が必要なため、検査継続となっている。

持ち込み物品点検不正は9月に再発防止策を完了したが 10月にも発生した

柏崎刈羽原発は2021～2023年末まで核物質防護違反による追加検査が実施されたのだが、2017年の違反がなぜ今年明らかになったのか

秘密文書の不正取り扱い その1

昨年6月17日、原子力規制事務所の核物質防護対策官による原子力規制検査(日常検査)において東電担当者が報告した。(社員が発見したのは前日6月16日)

委託事業者は、2017年(平成29年)8月17日付けで配布された「一般警備業務委託・委託追加仕様書」に今回発見された文書名が記載されていたため、文書の提供を求めた。

柏崎刈羽原発の担当者は「同文書は秘密情報であるため全部を渡せないが抜粋版を渡す」と言って平成29年8月頃、ページ数を確認していないが抜粋版を作つて渡した。

抜粋版は、柏崎刈羽原発における緊急時対応計画を定めた文書の一部で、本文の添付資料の部分である。

・担当者は「当時、抜粋版が秘密情報に該当する可能性があるという認識がなく、上司に承認を取らずに印刷して配布した」と言つてゐる。

- ・秘密文書取り扱いルールに「無断コピー禁止」や「コピー時等のツーマンルール」はなかったのか？
- ・2021～2023年の追加検査で発覚しなかったのはなぜか？

委託事業者は、抜粋版を管理情報としたが、文書一式でないことから、**管理情報一覧表に記載しなかった。**

- ・委託事業者は抜粋版を**施錠管理していた**が、業務上必須のものではないため、今回発見されるまで**誰にも閲覧されること**はなかった。
- ・柏崎刈羽原発では、**情報管理責任者**が年1回以上、委託事業者の核物質防護情報の保管、廃棄等の管理状況を調査するが、**管理情報の一覧表に載っている文書の表紙等の確認にとどまっていた**ため、抜粋版があることに気づかなかった。なお、抜粋版は、インデックスが付いていて容易に分かる状態にあった。
- ・監査と別に、委託事業者に配布した**管理情報ファイルの更新**を行っていて、令和7年6月16日に**ファイルを更新する際、抜粋版を発見した。**

- ・東電の情報管理責任者によるずさんな検査は日常的であった。
- ・3年近く実施された追加検査で、「ずさん」はチェックされずに、継続した。なぜか？
- ・核物質防護意識を支えるものは何か？
- ・核物質防護意識の向上には何が必要か？

秘密文書の不正取り扱い その2 <調査継続中>

今年6月に判明

核物質防護に関する社員が2020年9月、東電本社(東京都)で秘密文書を許可なく持ち出してコピーし、自分の机の引き出しに鍵をかけて保管。その後、異動した柏崎刈羽原発でも同様の行為を続けていた。東京と新潟を移動する際には社外に持ち出していたという。

無断持ち出し 無断コピー 無断私的保管 無断社外持ち出し … 東電が核物質防護規則の無法地帯

東京電力で調査を進めたところ、当該社員による類似の行為が追加的に確認されたため、更に調査して検査を継続している。なお、現時点までの検査で社外への漏えいは確認されていない。

- ・追加検査真っ最中の違反であることを、どのようにとらえているか？
- ・核物質防護にとって福島原発事故の教訓とは何か？
- ・福島事故を起こした東京電力が原発を動かす適格性があるかを審査した2017年の適格性審査で、適格性があるとの根拠となった「原発事業者としての基本姿勢7項目の順守」はどうに形骸化している。
- ・規制委員会は、これでも「東電には原発を動かす適格性がある」というのか？

防護区域の出入口での物品の持込み点検不正

「破壊行為の用に供され得る物品」を持ち込もうとする事業者は、立入制限区域、周辺防護区域及び防護区域では、事業者のセキュリティ管理部に申請し、許可を受ける必要がある。

7月17日、持込事業者は、持込申請をする必要がないと判断して防護区域内の仮置きエリアに当該物品を持ち込んだ。

立入制限区域の警備員は、当該物品を車両のトランクに積載されている状態で点検したが、規制対象物品リストに当たる品ではないと誤って認識し、持込を認めた。

周辺防護区域の警備員は、当該物品を物品点検用のトレーに入れられた状態で点検したが、規制対象物品リストに当たる品ではないと誤って認識し、持込を認めた。

防護区域の警備員は、当該物品を防護区域の外側で点検したが、規制対象物品リストに当たる品ではないと誤って認識し、持込を認めた。

7月23日、当該物品が故障したため、新品の工具を持ち込もうとして、周辺防護区域の荷物点検で申請されていないことがわかった。

- ・持ち込み事業者も、警備員も 協力企業社員である
- ・警備員は規制対象物品リストを確認しながら点検したが、リストの写真と形状が違ったので、規制対象物品ではないと判断した
東電の厳しい対応、「従順」に対応する警備員

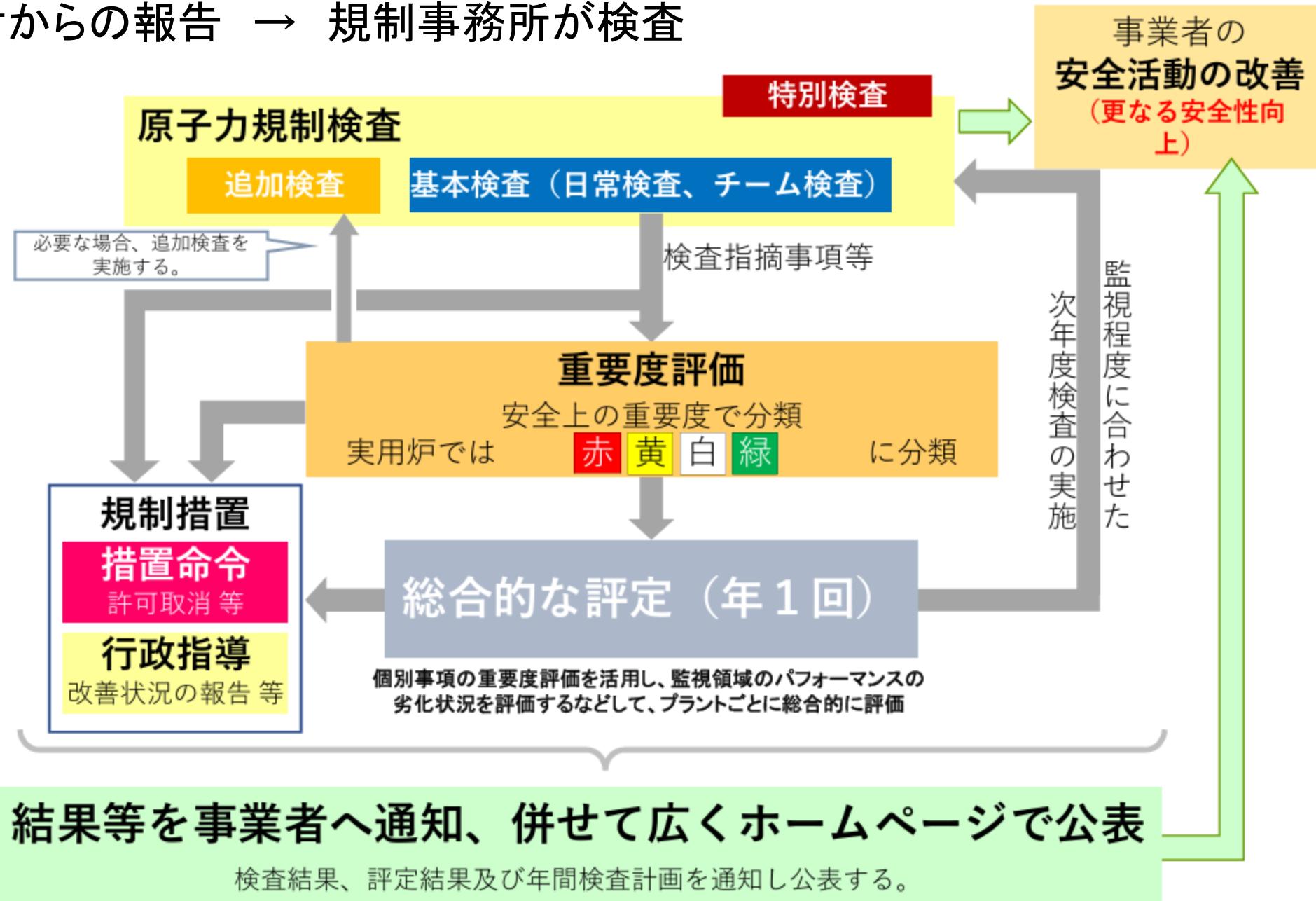
持込事業者が**仮置き申請をした際**、東電担当者は規制対象物品の全てを核物質防護担当者に**申請しているかを確認していなかった**。

東電は**9月末までに再発防止策を実施**した。(規制対象物品リストの見直し、見直したリストの周知・教育、仮置き申請を受けたら、全ての規制対象物品が申請されているか確認する運用の周知・教育など)

10月17日、周辺防護区域境界での車両点検で、警備員が持込申請がされていない工具(ハンマー)がを発見。 ハンマーはトラックの荷台の他の積載物と死角となる場所に積載されていて、立ち入り防護区域での車両点検では気づけなかった。 運転手は、当該工具が持込申請が必要な物品ではないと思っていた。

- ・東電担当者は 申請をなぜ確認しなかったのか？
- ・不正判明7月23日→調査→再発防止策の内容決定→再発防止策実施→9月中に完了 この経過に無理はないか？
- ・トラック荷台検査が不十分だった原因は「死角にあった」ことだけなのか？
- ・運転手は柏崎刈羽原発への持ち込みルールをどの程度認識していたのか？ 再発防止策による周知・教育を受けていたのだろうか？

事業者からの報告 → 規制事務所が検査



重要度評価、深刻度評価について

検査指摘事項等

重要度評価

安全へのインパクト程度

パフォーマンス劣化が原因となつて発生した劣化状態について、安全上の重要度を評価する。

重要度評価結果

赤	重大
黄	中程度
白	小程度
緑	非常に低い

【実用炉】

追加対応あり

追加対応なし

【核燃料施設等】

深刻度評価

法令違反の程度

- ①原子力安全に実質的に影響？
- ②委員会の規制活動に影響？
- ③意図的な不正行為？

深刻度評価結果

S L I
S L II
S L III
S L IV

重大な事態

重要な事態

一定の影響を有する事態

影響が限定的

軽微

極めて限定的

くわばらみえが選んだ東京電力の「21世紀ここまでの大不正」

1. トラブル隠し(2002年)
2. 福島原発事故発災(2011年)
3. メルトダウン隠ぺい(2011年)
4. 柏崎刈羽原発免震重要棟の耐震不足隠ぺい(2014～2017年)
5. 核物質防護重大違反2件(2021年1月発覚)
 - ① 運転員によるIDカード無断借用・不正使用・改ざん・中央制御室入室
…2020年9月発生、規制庁が規制委員会に報告しなかった(隠ぺい)
2021年1月SNSで発覚
 - ② 侵入検知設備機能喪失の長期放置 …2021年2月発覚
 - ③ 規制委員会の措置：核燃料の移動禁止
追加検査(2021年4月～2023年12月27日)